平成２８年（フ）第７２１号
北九州市門司区大里本町２丁目６番26号
債務者　下村慎太郎
1　決定年月日時　平成29年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　末廣　清二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月22日午後３時
5　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１９２号
山形市南館４丁目１番18号　コーポ富南201号、前住所山形市青田１丁目６番５―202号グランドール青田
債務者　矢澤　玲子
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　外塚　　功
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月20日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９９８号
神戸市東灘区住吉山手８丁目12番９号
債務者　島津　昭義
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　澤上　辰也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月13日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７２１号
広島市安芸区矢野西１丁目24番２―101号
債務者　谷口　美和（旧姓下出）
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森川　和彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月29日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７９６号
広島県安芸郡坂町平成ケ浜２丁目２番88―808号、住民票上の住所広島県安芸郡熊野町川角５丁目６番26号
債務者　美濃　光貴
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　臼井　康朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月27日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２号
三重県津市河芸町千里ヶ丘47番地１
債務者　白山　裕子
1　決定年月日時　平成29年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　一恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月14日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第４７６号
岡山市南区下中野48番地１エスポアールＡ104、旧住所岡山市北区青江１丁目13番61号
債務者　黒住　　**犂**
1　決定年月日時　平成29年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田　祐介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月19日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６２号
愛媛県宇和島市三間町迫目638番地
債務者　河野　睦明
1　決定年月日時　平成29年１月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　吉利
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２８年（フ）第７１２号
埼玉県三郷市新和５丁目375番地２　さくら三郷ハウス
債務者　植野　隆正
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　吉宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年３月31日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第３２５号
愛知県北名古屋市六ツ師山の神23番地　マイキャッスル201号
債務者　森　　直
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　友文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月14日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成29年３月31日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第３３０号
函館市大縄町７番７号　若葉荘Ｂ12号
債務者　近江谷沙矢香
1　決定年月日時　平成29年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第３３１号
函館市本通４丁目36番３号　１Ｆ　右
債務者　川村　　準
1　決定年月日時　平成29年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第１号
函館市志海苔町285番地３
債務者　齊藤　幹紀
1　決定年月日時　平成29年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１９７４号
名古屋市千種区今池５丁目３番６号　サンパーク今池409号
債務者　西田　**初**子
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４２５号
さいたま市見沼区大字小深作729番地18
債務者　関　　朋子
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１５９６号
さいたま市北区日進町１丁目541番地
債務者　増渕　真琴
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１６４５号
埼玉県川口市大字安行吉蔵371番地　ガーデンヒルズＮＡＫＡＹＡＭＡ壱番館106号
債務者　大関　賢三
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係